

障害者支援施設 I C T機器導入支援モデル事業実施要綱

令和元年 1 2 月 1 6 日
3 1 福保障施第 2 4 6 9 号

(目的)

第 1 条 障害者支援施設 I C T機器導入支援モデル事業（以下「本事業」という。）は、障害者支援施設における I C T機器・ロボット介護機器（以下「I C T機器等」という。）の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証し、その成果を普及啓発することにより、介護の身体的負担の軽減、支援の質の向上、事故防止及び障害者の自立支援を図り、福祉・介護人材の離職率低下、人手不足の解消及び障害者の生活の質の向上を実現することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、都は事業の実施に当たり、その一部を、事業を効果的かつ円滑に実施することができる者に委託することができるものとする。

(事業内容)

第 3 条 本事業は、障害者支援施設における I C T機器等の効果的な選定及び導入を支援するとともに、適切な使用方法や導入方法について効果検証を行い、その内容を障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 2 項に規定する障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）に対して広く周知するため、以下の取組を実施する。

1 モデル施設における I C T機器等の導入

(1) モデル施設の選定

都内に所在する障害者支援施設及び「民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（都外障害者支援施設）」（平成 2 3 年 3 月 3 0 日付 2 2 福保障居第 2 6 6 3 号）の別表 1 に規定する都外独占施設又は都外協定施設（以下「都外施設」という。）を対象に、都が別に定めるところによる審査の上、モデル施設を選定する。

(2) I C T機器等の導入費用の補助

上記（1）の規定により選定したモデル施設において、別に定めるところにより I C T機器等を導入した場合、都がその費用の一部につき予算の範囲内で補助する。

2 モデル施設に対する I C T機器等の導入効果の測定及び検証

都が派遣するアドバイザーがモデル施設における I C T機器等の選定、導入等を含めた適切な使い方等に関するコンサルティングを行い、アドバイザーとモデル施設が一体となって I C T機器等の導入効果の測定及び検証を定期的に行う。

3 成果報告会の開催

都内に所在する障害福祉サービス事業者等及び都外施設を運営する社会福祉法人等に対して本事業の成果を報告し、有効な I C T機器等の活用方法等を普及させるため、成果報

告会を開催する。

4 その他本事業の目的達成に資すること。

(守秘義務)

第4条 本事業に携わる関係者は、その業務によって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、保有する個人情報を適正に管理しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月16日から適用する。